

## 中国改正刑事訴訟法における被疑者の弁護制度 国際人権基準との比較検討

李 建 仁

### 要 旨

中国最初の刑事訴訟法於 1979 年制定，1996 年 3 月對刑事訴訟法進行了大規模的修改。特別是改正刑事訴訟法對律師介入刑事訴訟的時期作出了重大改革。比如：改正刑事訴訟法 33 條第 1 款不但規定了公訴案件自案件移送審查起訴之日起，犯罪嫌疑人有權委託辯護人。而且改正刑事訴訟法 96 條還規定了律師在偵查階段可以介入刑事訴訟。然而，因犯罪嫌疑人只能等到審查起訴階段以後才有權利委託辯護人，故犯罪嫌疑人的人權還得不到充分的保障。

一方面，中国政府於 1998 年簽署了《公民權利和政治權利國際條約》。簽署此公約，說明了中國在人權方面取得了很大的進步。但在公約第 14 條第 3 款的解釋上，中國的多數學者認為，本款只適用於公判階段，此點與國際上的一般解釋不同，國際上的一般解釋認為，本款適用於刑事訴訟的各個階段，國際判例及公約以外的聯合國通過的有關宣言、決議、指導原則及其他有關示範性文書的規定都與國際上的一般解釋吻合。因此，為了達到國際人權基準的要求，最早批准加入《公民權利和政治權利國際條約》為中國立法機關的重大首要任務之一。

キ - ワ - ド……国際人権基準 被疑者辯護人選任権 辯護士の関与

- 一 はじめに
- 二 弁護権の基本条文
- 三 捜査段階の辯護士の関与
- 四 起訴審査段階の辯護人選任権の導入
- 五 辯護士の違法行為禁止規定
- 六 国際人権法の規定
- 七 終わりに

## 一 はじめに

中国では、1979年に「刑事訴訟法」（以下、「旧刑訴法」と略称する）、1980年に「弁護士暫定条例」（以下、「条例」と略称する）が制定された<sup>1)</sup>。1979年旧刑訴法は、164カ条からなっていた。その特徴は、刑事訴訟の目的が実体的真実の究明であることを強調し、かつ中国の律令制に由来する原則を各所に残した点にあった。1980年に成立した「条例」は、弁護士の任務と権利、弁護士資格、弁護士の業務内容、附則の4章21条からなっていた。その特徴は、弁護士を司法部に属する公務員と位置づけた点にあった<sup>2)</sup>。

中国の「旧刑訴法」では、起訴前の被疑者による弁護人選任権は認められていなかった<sup>3)</sup>。「旧刑訴法」及び「条例」は、十数年間の運用を経て、被疑者の人権保障及び弁護士の地位向上をはかるための制度改革の必要性が議論され、捜査段階の弁護人選任権制度の導入及び弁護士自治を確立すべきだという意見も見られるようになっていた<sup>4)</sup>。このような人権擁護及び弁護士の地位向上を求める流れの中で、旧刑訴法の改正及び弁護士法制定の問題が浮上し、90年代初頭から全国人民代表大会常務委員会が立法作業に着手した。刑事訴訟法の改正と弁護士法の立法作業は並行して行なわれたが、「弁護士法」の成立に先立ち、1996年3月17日第8期全国人民代表大会第4回会議において刑事訴訟法の改正がなされ、憲法の被告人・被疑者弁護人選任権導入の改正を待たずに、捜査段階の起訴前弁護制度が部分的に導入された。「弁護士法」も、1996年5月15日第8期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で採択され<sup>5)</sup>、改正刑事訴訟法（以下、改正刑訴法と略称する）と同時に1997年1月1日より施行されることとなった。中華人民共和国弁護士法は（以下、「弁護士法」と略称する）、「条例」に代わる中国で初めての弁護士法である。中国政府は、刑事訴訟法の改正及び一連の法整備・改正を受けて、1997年10月に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に署名し、続いて1998年10月に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」と略称する）に署名した。これを受け、2001年2月28日に開いた第9期全国人民代表大会常務委員会第20回会議で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を審議して批准した。このような一連の法改正及び国際規約の署名・批准によって、中国の刑事手続は被疑者の権利保障に配慮する方向へと動き出した。

中国「改正刑訴法」及び「弁護士法」の施行から、既に5年が経過した。しかし、現実には、立法の不備によって、被疑者の人権は必ずしも十分に保障されているとは言えない。これまで、中国改正刑訴法及び弁護士法を紹介した日本の文献は少なくないが、法改正以後の法の運用及び国際人権法との比較的検討を行った論文は必ずしも多くないように思われる。本論文では、被疑者の人権保障を意識しながら、中国改正刑訴法における被疑者弁護を中心に、国際人権法及び国内法上の問題点について検討することとしたい。

## 二 弁護権の基本条文

弁護制度に関して、中国 1982 年に制定された現行憲法 125 条では、「人民法院による事件の審理は、法律に規定される特別な情況の以外は、すべて公開して行われる。被告人は、弁護を受ける権利を有する」と規定している。

そこでは、中国憲法 125 条に言う「被告人は、弁護を受ける権利を有する」(中国語「被告人有權獲得弁護」)という規定は、刑事訴訟における被告人が公訴人或いは原告の起訴・告訴に対して、自分の合法的な権利を守るために、法律に基づいて弁解と反論を行う権利を有することであると解釈されている<sup>6)</sup>。即ち、憲法は、被告人の弁護権を保障しているが、被疑者・被告人の弁護人選任権を保障したものではないと解されているのである<sup>7)</sup>。

旧刑訴法 8 条には、憲法 125 条と同じような趣旨の規定が置かれていた。旧刑訴法 8 条では、「人民法院は、事件の審理に当たって、本法に特別の定めがある場合を除いて、すべて公開して行う。被告人は、弁護を受ける権利を有し、人民法院は被告人の弁護権を保障する権利を負う」と規定し、被告人の弁護権を認めた<sup>8)</sup>。一方、公判段階の被告人の弁護人選任権について、旧刑訴法 110 条 2 項で、人民法院は「人民檢察院の起訴状謄本を遅くとも開廷の七日前までに被告人に送達するとともに、被告人が弁護人を依頼することができることを告知し、必要なときには、被告人のために弁護人を指定する」と規定していたために、弁護士などの弁護人による刑事弁護活動ができるのは、法廷が開かれる 7 日前のことであった<sup>9)</sup>。

改正刑訴法では、後で述べるように被疑者の弁護人選任権を導入した(改正刑訴法 32 条、33 条 1 項、2 項)。しかし、改正刑訴法 11 条の条文は、旧刑訴法 8 条の条文と同じであるため、改正刑訴法でも、被告人だけに弁護権が保障されることとなった。即ち、改正刑訴法 11 条の弁護権の保障は被告人に限定されているために、この規定は改正刑訴法 32 条、33 条に関する被疑者弁護人選任権の規定との関係で矛盾を生じることとなったのである。

## 三 捜査段階の弁護士の関与

1996 年の改正刑訴法では、被疑者の地位を改善するため、起訴前の被疑者弁護を 2 段階に分けて認めた<sup>10)</sup>。

第一段階では、被疑者は「捜査機関による第一回の取り調べの後、又は強制措置をされた日から、法律の相談、不服の申立て及び告訴の代理のために、弁護士を依頼することができる。被疑者が勾留された場合、依頼を受けている弁護士は、その者のために立保証を申請することができる」と規定している(改正刑訴法 96 条 1 項前段)。即ち、第一段階の被疑者の権利として、被疑者は身柄拘束のいかに関係なく、第一回の取り調べの後、または逮捕・勾留・連

行・立保証・居住監視のいずれかの処分に付された後、弁護士を依頼して、法律の相談、不服の申立て及び告訴をすることができる<sup>11)</sup>。被疑者が勾留された場合、弁護士が被疑者のために立保証を申請することができる。しかし、「国家秘密に関わる事件については、被疑者が弁護士を依頼するには、捜査機関の許可を受けなければならない」（改正刑訴法 96 条 1 項後段）こととなっている。

弁護士の権限について、改正刑訴法 96 条 2 項では、「依頼を受けた弁護士は、被疑者に関する罪名を捜査機関に尋ねる権利を持ち、また身柄拘束されている被疑者に接見し、事件に関する事情を尋ねることができる」と規定し、弁護士の権限として、被疑者の罪名を知ること、被疑者と接見すること、被疑者のために立保証を申請することが認められている。しかし、「弁護士が身柄拘束されている被疑者に接見するときには、捜査機関が事件の状況を判断して必要と認める場合、捜査員に立会いをさせることができる。国家の秘密に関わる事件について、弁護士が被疑者に接見するには、捜査機関の許可を受けなければならない」（改正刑訴法 96 条 2 項後段）と規定し、弁護士の被疑者との接見及び秘密交通権を制限することが可能となっている<sup>12)</sup>。その背景には、次のような問題点がある。

#### (1) 弁護士の地位

改正刑訴法 96 条の規定により、起訴審査以前の捜査段階では、被疑者が弁護士を依頼することができる<sup>13)</sup>。しかし、改正刑訴法では、捜査の最初段階から弁護士の関与を認めることとなっているが、弁護士の地位については、法律上、必ずしも明確ではない。

改正刑訴法では、訴訟関係人を規定している。即ち、「『訴訟関係人』とは、当事者、法定代理人、訴訟代理人、辩护人、証人、鑑定人、及び翻訳人」（改正刑訴法 82 条 4 項）である。しかし、「訴訟代理人」とは、公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者、自訴事件の自訴人又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者、附带民事訴訟の当事者又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者」（改正刑訴法 82 条 5 項）であると規定されているので、被疑者が起訴審査前に依頼した弁護士は訴訟代理人に含まれない。又、「法定代理人」とは、被代理人の父母、養父母、監護人、及び保護の責任を負う機関又は団体の代表者」（改正刑訴法 82 条 3 項）であるが、弁護士は被疑者の法定代理人に該当しない。更に後述するように、公訴事件の被疑者は、その事件が人民検察院の起訴審査に移送された日から、弁護士を選任することができることとされているため（改正刑訴法 33 条 1 項前段）被疑者が起訴審査段階前に依頼した弁護士は、被疑者の辩护人にも該当しない。即ち、捜査段階で関与する弁護士は、訴訟関係人ではないため、その地位は法律上必ずしも明確ではないために、どこまで弁護活動が許されるのか疑問である<sup>14)</sup>。

## (2) 接見交通権

中国改正刑訴法では、起訴審査段階以前でも弁護士と被疑者との「接見」を認めた。しかし、弁護士の地位が明確ではないため、この権利は必ずしも保障されているとは言えない<sup>15)</sup>。特に、法改正が行なわれた当初の人民法院、人民検察院、公安機関の法運用に関する「司法解釈」には、独自の解釈が存在した。例えば、湖北省人民検察院の「湖北省検察機関汚職賄賂の捜査に関する弁法（試行）」では、汚職（賄賂）事件、国家秘密に関わる事件及び捜査進展に対する影響の可能性がある事件について、人民検察院は、弁護士と被疑者との「接見」請求を許可してはならないと規定した。そのため、湖北省襄樊市では、1997年1月から3月までの間に、被疑者が弁護士を依頼した108件の刑事事件の内、弁護士が被疑者と「接見」できたのはわずか30件だけである<sup>16)</sup>。このような法運用の問題点が顕在化したため、1997年7月に、全国弁護士協会（中国語「全国律師協会」）は「全人大法律委員会」に対し、改正刑訴法実施に関する統一的な「司法解釈」の制定要求を3回にわたって提出した。

法運用の問題点の存在及び全国弁護士協会の提言を受けて、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全人大常務委員会法制工作委员会の連名で、1998年1月19日に「刑事訴訟法を実施する若干の問題に関する規定」（以下、「実施規定」と略称する）を制定・公布した。その後、法運用に関する各機関も「司法解釈」を相次いで制定・公布した。例えば、公安部は1998年5月14日に「公安機関の刑事事件処理の手續に関する規定」（以下、「公安規定」と略称する）を制定し、最高人民法院は1998年9月8日に「中華人民共和国刑事訴訟法を執行する解釈」を制定し、最高人民検察院も1999年1月18日に「人民検察院刑事訴訟規則」を制定・公布した。これらの「司法解釈」の制定は改正刑訴法の運用にとって重要な根拠となった。

「実施規定」では、「国家の秘密に関わらない事件について、弁護士が被疑者に接見する場合は、承認を受ける必要がない」（「実施規定」11条）と規定し、更に、「捜査過程において秘密を守るべきことを国家の秘密に関わる事件とする理由で不承認としてはならない。弁護士が被疑者に接見する申請を提出したときは、48時間以内に接見させなければならない」（「実施規定」11条）とした。重大な刑事事件についても、「弁護士が、被疑者との接見を求める申請を提出した場合、5日以内に接見させなければならない」（「実施規定」11条）と規定し、以前のような捜査妨害などの理由で「接見」を禁止する実務を改めようとした<sup>17)</sup>。しかし、捜査段階では、裁判機関などの第3機関が関与せず、事件の性質の判断は捜査機関に委ねているので、「国家の秘密に関わる事件」を理由に被疑者の弁護人を依頼する権利及び「接見」の権利を制限された場合には、弁護士、被疑者はそれに対抗する法的措置を採ることができない<sup>18)</sup>。

## (3) 「立保証」

中国刑訴法では、被疑者に対する強制処分を「強制措置」（中国語「強制措施」）と呼ぶが、

被疑者の強制措置として、表 2 のように身柄を拘束する強制措置と表 3 のような身柄を拘束しない強制措置がある。身柄を拘束する強制措置として逮捕・勾留があり、身柄を拘束しない強制措置として「連行」・「立保証」・「居住監視」がある。即ち、「立保証」（中国語「取保候审」）は中国刑事強制措置の一つである。

「立保証」に関する根拠規定である改正刑訴法 51 条では、「人民法院、人民検察院及び公安機関は、次に掲げる事由の一つがあれば、被疑者・被告人を立保証又は居住監視処分に付することができる」と規定している<sup>19)</sup>。即ち、その事由とは、「管制」・「拘留」又は独立して適用できる付加刑を科することが可能な者、 有期懲役以上の刑罰を科される可能性があるが、立保証又は居住監視処分にしたとしても社会への危険性がない者である。

この規定により、被疑者・被告人の身柄拘束のいかんを問わず、一定の条件を満たせば「立保証」処分に付することができる。即ち、人民法院、人民検察院、公安機関は、強制措置処分に付されていない被疑者・被告人に対し、改正刑訴法 51 条に規定している条件を満たせば、被疑者を立保証又は居住監視に付する法的手続を取ることができる<sup>20)</sup>。被疑者・被告人が身柄を拘束されている場合、「身柄を拘束されている被疑者、被告人又はその法定代理人若しくは近親者は、立保証を申請することができる」（改正刑訴法 52 条）。しかし、注意すべき点は、被疑者、被告人の身柄拘束のいかんを問わず、すべての段階で、「立保証」を申請することができるのは、被疑者、被告人又はその代理人及び近親者であり、改正刑訴法 52 条に規定している申請権者には弁護士を含められないことである。依頼を受けている弁護士は勾留段階からはじめて被疑者のための立保証を申請することができるため（改正刑訴法 96 条 1 項前段）、逮捕段階では、弁護士が被疑者のために「立保証」を申請することができない。

一方、被疑者の身柄拘束の長期化が旧刑訴法時代の大きな問題となっていたため、改正刑訴法 75 条では、「被疑者、被告人及び法定代理人若しくは近親者、或いは被疑者、被告人が依頼した弁護士若しくはその他の弁護人は、人民法院、人民検察院又は公安機関の強制措置が法定の期限を超えたときは、強制措置の解除を請求する権利を有する。人民法院、人民検察院又は公安機関は、強制措置が法定の期限を超えた被疑者又は被告人を釈放し、立保証若しくは居住監視を解除し、又は法によって強制措置を変更しなければならない」との規定を新設した。即ち、被疑者・被告人の身柄拘束が法定の強制措置の期限を超えたときは、「立保証」と違って、弁護士がすべての段階において強制措置の解除を請求することができる。この場合、人民法院、人民検察院又は公安機関は、被疑者・被告人を釈放するか、或いは強制措置を変更するかのいずれかをしなければならない。例えば、社会への危険性がないと判断されれば、被疑者を逮捕・勾留の強制措置から「立保証」又は「居住監視」の強制措置へと変更することができる。また、公安機関は、身柄を拘束されている被疑者に対して、勾留が必要であるが、証拠が不十分な場合、被疑者を「立保証」または「居住監視」処分に付することができる（改正刑訴法 65 条）。更に、検察機関が勾留を承認しなかった場合、公安機関は執行状況を人民検察院に報告すると

同時に、捜査を継続する必要性があり、かつ立保証又は居住監視の条件が認められた場合には、被疑者を立保証又は居住監視処分に付するための法的手続を取ることとも可能である（改正刑訴法 69 条 3 項後段）<sup>21)</sup>。

以上のように、「立保証」の適用要件は極めて緩やかである。また、被疑者・被告人の身柄拘束期限を超えたときは、人民法院・検察機関・公安機関が強制措置を変更すれば違法にはならないので、これらの機関が被疑者・被告人をコントロールできるように、「立保証」を活用しているのである。

#### 四 起訴審査段階の弁護人選任権の導入

第二段階では、被疑者の弁護人選任権を認めるようになった。改正刑訴法 33 条 1 項前段では、「公訴事件の被疑者は、その事件が人民検察院の起訴審査に移送された日から、弁護人を選任する権利を有する」と規定し、起訴審査から被疑者が弁護人を依頼することができるようになった。また、改正刑訴法 33 条 2 項前段では、「人民検察機関は、移送された起訴事件の資料を受け取った日から三日以内に、弁護人を選任する権利を被疑者に告知しなければならない」と規定し、被疑者の弁護人選任権の告知を義務付ける条文も新設した<sup>22)</sup>。即ち、中国旧刑訴法では、弁護士などの弁護人による刑事弁護活動ができるのは、およそ法廷が開かれる 7 日前のことであったが、今回の改正された刑訴法が弁護人による弁護活動の始期を繰り上げて、公訴事件について逮捕・勾留段階が終わって警察機関が起訴を請求した時点から、弁護人による弁護活動ができるようになった。

この段階では、弁護士の権限について具体的に規定している。「人民検察院が事件の起訴審査を開始した日から、事件の訴訟書類・技術鑑定資料の閲覧、抜き書き、複写することができ、拘禁されている被疑者に接見し、通信することができる」(改正刑訴法 36 条 1 項)。「証人またはその他の関係ある組織体と個人の同意を経て、それらの者から当該事件に関わる資料を収集することができ、人民検察院又は人民法院が証拠を収集し、取り調べるよう申請することができる」(改正刑訴法 37 条 1 項)。「人民検察院又は人民法院の許可を経て、且つ被害者若しくはその近視者又は被害者の指定する証人の同意の下で、それらの者から当該事件に関する資料を収集することができる」(改正刑訴法 37 条 2 項)となっている<sup>23)</sup>。

起訴審査段階から被疑者が弁護人選任権を持つことは、中国の刑事弁護制度における重大な変化であると言える。しかし、今回の法改正には、旧法より後退した部分もある。例えば、弁護士による証拠の収集について、「条例」7 条では、弁護士が訴訟活動に参加するときは、関連規定に従って、本事件の書類を閲覧し、関係する組織体・個人に対し調査する権利を有し、弁護士がこれらの活動を行うときは、関係する機関及び個人は協力しなければならないと規定していたが、改正刑訴法及び弁護士法では、関係する機関及び個人の同意を得なければ証拠の収

集ができないと改正したため（改正刑訴法 37 条、弁護士法 31 条）旧法よりも後退した。また、1991 年 8 月 31 日に制定された地方法規である「福建省弁護士の職務執行に関する若干規定」11 条では、「被疑者が強制措置をされた後、弁護士は、当事者またはその法定代理人の委託を受けて、被疑者に法律援助を提供することができる。検察機関または警察機関の同意を経て、弁護士は当事者と面会・通信することができる。面会する時には、人民検察機関または警察機関の要員は立会することができ、書簡は検察機関または警察機関を経由して渡さなければならない」と規定し、被疑者が強制措置をされた後、検察機関または警察機関の同意を条件として弁護士が被疑者と面会・通信することができるものとされていた。しかし、改正刑訴法では、起訴審査前の段階での弁護士と被疑者の面会を認めたが、通信についての規定がないため、地方法規よりも後退した<sup>24)</sup>。

## 五 弁護士の違法行為禁止規定

改正刑訴法では、弁護士の権限が強化された。一方で、弁護士の違法行為禁止規定が新設された。改正刑事訴訟法 38 条 1 項では、「弁護士である弁護人及びその他の弁護人は、被疑者又は被告人が証拠を隠滅、偽造するか、又は供述の口裏合わせをすることを幫助してはならず、証人に証言を変えさせ、若しくは偽証するように脅迫し、誘引してはならず、またはそのほかの司法機関の訴訟活動を妨げる行為を行ってはならない」という条文を新設し、これらの行為を違反した場合、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、情状が重い者は、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処することとなった（改正刑法 306 条）。即ち、弁護士の違法行為禁止規定の新設によって、弁護士が依頼者の権利を弁護する前に、自身の行為の適法性を主張せざるをえなくなった。中国では、弁護士の弁護活動に対する諸々の妨害は、一般人からだけではなく、裁判機関、捜査機関等からのものもあり、身柄の拘束、暴行等を受ける事件は、しばしば発生していたと思われる。例えば、1984 年 9 月、陝西省長武県法院の刑事裁判における強盗事件の審理において、弁護士が捜査手続の違法を指摘した途端に、裁判長が弁護士の発言を阻止して、弁護士の退庭命令を発して、休庭を宣告した。類似する弁護士活動に対する妨害事例の跡が絶たなかった<sup>25)</sup>。

このような弁護士に対する権利侵害事件が多発したため、1986 年に国務院司法部が「弁護士活動の強化と改革に関する報告」という通達を発した。その通達の中で、「各地方政府および司法機関が、弁護士の職務遂行を妨害したり、弁護士に対する不法な侮辱・打撃・迫害を与えたりする事件が多発するので、……弁護士は、国家の法律工作者として、政治上、政法幹部と同等に扱われるべきである」と規定し、弁護士の権利保障を強調した<sup>26)</sup>。法改正後も、弁護士の受難事件も依然として多発しているようである。弁護士協会の統計によると、弁護士が「偽証罪」のため起訴された事件は、1995 年に 10 数件であったに対し、改正刑法を執行して以来の

1998年には70件に達した<sup>27)</sup>。このような深刻な現状を改善するため、弁護士協会は、1998年に「弁護士の権利擁護委員会」を設立した。「弁護士の権利擁護委員会」の発足以来、毎年、数件の弁護士権利擁護事件に積極的に関与している<sup>28)</sup>。以上のように、中国の刑事手続は被疑者の人権保障が問題となるだけでなく、弁護士の人権保障も課題となっているのである<sup>29)</sup>。

表1 中国改正刑訴法における被疑者の身柄拘束期間

	身柄拘束期間	制限時間
留置	最長48時間（人民警察法9条、公安機関刑事事件を処理する手続に関する規定132条）	最長48時間
逮捕	公安機関による逮捕最長30日（刑訴法69条1項・2項）	最長37日（検察機関による逮捕の場合、最長14日）
	検察機関による逮捕最長7日（刑訴法69条1項・2項）	
勾留審査	検察機関による勾留審査7日（刑訴法69条3項）	
勾留	通常の事件で捜査のための身柄拘束期間は2ヶ月以内（刑訴法124条前段）	7ヶ月以上可能
	一級上の検察機関の承認を経て1ヶ月延長できる（刑訴法124条後段）	
	重大な事件は、124条の規定により延長しても捜査を終結しえない場合、最高検は全人代常務委員会に審理延期の請求ができる（刑訴法125条）	
	犯罪集団による事件など一定の事情がある場合には、省・自治区・又は直轄市の検察機関の承認によって2ヶ月延長できる（刑訴法126条）	
留	被疑者に対して懲役10年以上の刑を科する可能性がある場合、省・自治区・又は直轄市の検察機関の承認を得て更に2ヶ月延長できる（刑訴法127条）	
	被疑者が別の重大な罪を犯したことが発覚した場合には、勾留期間は別罪が発覚した日から起算される。また、被疑者の身元が不明である場合、身柄の拘束期間は、その者の身元が判明した時点から起算する（刑訴法128条）	
起訴審査	検察機関は、公安機関から送致された事件について、起訴審査の期間は1ヶ月以内（刑訴法138条1項前段）	1ヶ月半以上可能
	重大・複雑な事件について半月延長できる（刑訴法138条1項後段）	
	起訴審査事件について、管轄が変更された場合、検察機関が事件を受理した日から、起訴審査期間は改めて計算する	
補充捜査	公安機関・検察機関による補充捜査は1ヶ月以内に終了しなければならない（刑訴法140条3項前段）	1ヶ月
起訴審査	補充捜査が終了して、検察機関に送致したときは、起訴審査の期間は改めて計算する（刑訴法140条3項後段）	1ヶ月半
補充捜査	補充捜査は2回を限度とする（刑訴法140条3項中段）	1ヶ月
起訴審査	2回目の補充捜査が終了後、検察機関に再度送致したときは、起訴審査の期間は改めて計算する（刑訴法140条3項後段）	1ヶ月半

出所：人民警察法及び改正刑訴法に基づいて著者作成

表 2 中国改正刑訴法における自由を制限する強制措置

	執行対象	要件	申請者	決定機関	執行機関	執行方法	期間
連行	被告人	召喚に対して正当な理由がなく出頭しない場合（刑訴法 50 条）		人民法院による決定	司法警察	人民法院へ連行する	12 時間以内
	被疑者	召喚に対して正当な理由がなく出頭しない場合、或いは召喚しなくても、事件の状況に応じて必要と認める場合（刑訴法 50 条）		検察機関・公安機関	検察機関・公安機関	検察機関・公安機関へ連行する	12 時間以内（刑訴法 92 条 2 項）
立保証	被告人	軽犯罪及び懲役 3 年以下の刑罰を科する可能性があり、かつ立保証に付したとしても社会への危険性がない者、累犯及び前科がない者、刑事訴訟を妨害する可能性のない者、逃亡・自殺及びその他の犯罪活動を行う恐れがない者、定めた住所のある者（刑訴法 51 条） 被告人が重い病気に掛かっている場合、又は妊娠中若しくは 1 歳未満の子に授乳中の女性 身柄拘束期限が超えた者（刑訴法 51 条）	被告人、法定代理人、近親者（刑訴法 52 条） 弁護士（刑訴法 96 条 1 項）	検察機関・公安機関、職権による決定又は被告人などの申請による決定	公安機関（刑訴法 51 条 2 項）	保証金の納付による保証もしくは保人による保証（刑訴法 53 条）	最長 1 年（刑訴法 58 条 1 項）
	被疑者	軽犯罪及び懲役 3 年以下の刑罰を科する可能性があり、かつ立保証を採ったとしても社会への危険性がない者、累犯及び前科がない者、刑事訴訟を妨害する可能性のない者、逃亡・自殺及びその他の犯罪活動を行う恐れがない者、定めた住所のある者（刑訴法 51 条） 被疑者は重い病気に掛かっている場合、又は妊娠中若しくは 1 歳未満の子に授乳中の女性 身柄の拘束期限が超えた者（刑訴法 51 条）	被疑者、法定代理人、近親者（刑訴法 52 条） 弁護士による申請は勾留段階から認める（刑訴法 96 条 1 項）	検察機関・公安機関、職権による決定又は被疑者などの申請による決定	被告人と同じ	被告人と同じ	被告人と同じ
居住監視	被告人	基本的には立保証の要件と同じであるが、立保証よりも自由を制限される。保証人がいない場合、或いは保証金が払えない場合に適用する		人民法院職権による決定	公安機関（刑訴法 51 条 2 項）	指定場所に監視を受ける	最長 6 ヶ月
	被疑者	被告人と同じ		検察機関、公安機関による決定	被告人と同じ	被告人と同じ	被告人と同じ

出所：改正刑訴法に基づいて著者作成

表3 中国改正刑訴法における身柄を拘束する強制措置

	対象	要件	請求権者	請求先	執行者	執行方法	期間
逮捕	重大な犯罪の被疑者	公安機関は、重大な犯罪の被疑者について、次に掲げる事由の一つがあるときは、被疑者を事前に逮捕することができる。 被害者及び目撃者がいるとき、被疑者自身の周辺から、或いはその自宅において証拠が発見されたとき、被疑者が自殺を図ったり、又は逃亡中であるとき、証拠の隠滅、偽造、又は結託して口裏を合わせる等の可能性があるとき、被疑者が氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき、被疑者が犯行を重ね、又はグループによる犯行であると疑うに足りる相当な理由があると認められるとき（刑訴法 61 条 2 項～7 項）	公安機関	公安機関内部による審査承認	公安機関	逮捕状がなくても、48 時間の留置ができる（警察法 9 条）	最長 37 日
		検察機関（検察機関の受理する事件、刑訴法 132 条）	検察機関（検察機関内部による審査承認）	公安機関	同上	最長 14 日（刑訴法 134 条）	
	現行犯及び準現行犯	公安機関は、現行犯及び準現行犯について、被疑者を事前に逮捕することができる（刑訴法 61 条 1 項）	公安機関	公安機関内部による審査承認	公安機関	同上	最長 37 日
		すべての国民は、現行犯及び準現行犯、指名手配中の者、脱獄した者、現に追跡されている者を直ちに捕まえて、公安機関、検察機関、人民法院に引き渡して処理させることができる（刑訴法 63 条）			すべての国民	公安機関、検察機関、人民法院に引き渡す	
勾留	被告人	犯罪事実を証明する証拠があること、懲役以上の刑を科する可能性があること、立保証又は居住監視等の方法によっては、尚社会への危険を防止するためには不十分であること、勾留の必要性があること（刑訴法 60 条 1 項）	人民法院	人民法院による決定	公安機関	勾留決定による執行	最長 2 ヶ月半
	被疑者	被告人と同じ	公安機関	検察機関による審査承認	公安機関	勾留承認による執行	最長 7 ヶ月以上が可能
			検察機関（検察機関が直接受理する事件）	検察機関による決定	公安機関	勾留決定による執行	最長 7 ヶ月以上が可能

出所：改正刑訴法に基づいて著者作成

## 六 国際人権法の規定

上で述べたように、中国旧刑訴法は被疑者の弁護人選任権を認めていなかった。改正刑訴法は旧刑訴法を改正し、起訴審査段階から被疑者の弁護人選任権を認めたと、起訴審査前の捜査段階では、依然として弁護人選任権を認めないため、被疑者の人権は十分に保障されているとは言えない<sup>30)</sup>。

他方、自由権規約をはじめ各種の人権関係の国際文書や宣言では、被拘禁者の権利保障として、被拘禁者の弁護人選任権が保障されている。

特に中国政府が署名している自由権規約 14 条 3 項では、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、すべての者が平等に、すくなくとも次の保障を受ける権利を有する」として、被疑者・被告人の権利についていくつかの規定を置いている。それらの中で、特に被疑者の権利に対して、「(b)防御の準備のために十分な時間および便益を与えられ、並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。(d)直接にまたは自ら選任する弁護人を通じて防禦すること。弁護人がない場合には、弁護人をもつ権利を告げられること、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること」を保障している。

ここで「刑事上の罪の決定について」という用語は、起訴後の被告人だけを指すものであるかどうか問題となる。中国では、自由権規約 14 条 3 項の規定は、「公正な裁判」を行うための規定であるので、この規定は公判段階から適用するという解釈が通説となっている<sup>31)</sup>。これに対し、自由権規約 14 条 3 項の規定は、捜査段階から適用するという解釈が他の諸国では一般的である。なぜならば、自由権規約 14 条 3 項の規定は、公正な裁判を保障するための具体的な措置を列記したものであり、公正な裁判の要請は、被疑者逮捕の直後の捜査段階において重要であるため、人の逮捕・勾留に始まり起訴、公判、判決言い渡しにいたる一連の刑事手続のすべての段階において国際人権法は、法執行の適正手続を保障するものだからである<sup>32)</sup>。自由権規約 14 条 3 号は、すべての者に対して、刑事上の罪の決定に確保されるべき最小限の手続的諸権利を定めるものであり、公正な裁判の要請は、公訴提起後の被告人の段階からではなく、罪の決定に影響を及ぼす時点から確保されなければならない。そのため、3 号は明示的に公判手続上の権利と定めている権利以外は、原則として逮捕直後の捜査段階からの保障を定めたものと解すべきである。即ち、自由権規約 14 条 3 号は、被疑者が逮捕され、被疑事実を告知されたときに開始する一連の刑事手続をいうものと理解し、このような理解は国際判例とも一致しているのである<sup>33)</sup>。

被疑者の権利保障について、自由権規約 14 条 3 号の規定のほか、世界人権宣言第 11 条、弁護士の役割に関する基本原則、国連被拘禁者処遇最低基準規則第 93 条なども、同様に被疑者の弁護人選任権を保障している<sup>34)</sup>。欧州人権条約第 6 条第 3 項、米州人権条約第 8 条第 2 項、被拘禁者保護原則 11 条、17 条においても詳細な被疑者の権利保障が定められている<sup>35)</sup>。

被拘禁者保護原則 17 は、「被抑留者は、みずから選任する弁護人がいない場合には、費用を支払うに十分な資力を有しないときはみずからその費用を負担することなく、司法その他の機関によって弁護人を付してもらふ権利を有する」としている<sup>36)</sup>。

欧州人権条約第 6 条第 3 項は、「刑事上の罪に問われているすべてのものは、すくなくともつぎの権利を有し、防御の準備のために十分な時間および便益を与えられること」と規定している。ヨーロッパ刑務所規則 93 条は、「未決拘禁者は、拘禁の後、直ちに弁護人を選任する権利、又は利用できる場合には無料の法的援助を申し出ることが認められるものとし、自己の弁護のために弁護人の訪問を受け、秘密の指示を準備し、弁護人に渡し、かつ受けとることが認められるものとする。要求により、未決拘禁者は、このためのすべての必要な便益を与えられる。特に、当局とのすべての基本的連絡及び弁護のために無料の通訳の援助を与えられる。未決拘禁者とその弁護人との間の接見は、警察又は拘置施設の係官の視野にあっても直接又は間接に聴取されない範囲内で行うことができる」<sup>37)</sup>。米州人権条約第 8 条第 2 項は「すべての者は、手続中、つぎの最低限の保障を完全に平等に受ける権利を有する」とし、とくに、「c 防御の準備のための十分な時間と手段」と「d みずから個人的に弁護するか、またはみずから選任した弁護人の援助を受ける権利、および弁護人と自由にかつ秘密に通信する権利」を挙げている。デリー宣言やハンブルグ決議においてもこれを認め、身柄拘束された者に、すべて弁護士の法的援助を受ける権利を保障している。

いずれにしても自由権規約及び国際文書の規定は、何らの制限も置かずに、身柄拘束された被疑者は自己の権利を保護するため、公判段階だけではなく、刑事責任のあらゆる段階で自己を防衛するために弁護士の援助を受ける権利を有するものである。即ち、国際人権法は、「すべての人は、自らの権利を守り、確かなものとするために、そして刑事司法のすべての段階において自らを防衛するために、彼ら自身の選択による弁護士の援助を求める権利を有する」のである（「弁護士の役割に関する基本原則」1 条）<sup>38)</sup>。

## 七 終わりに

以上述べたように、「自由権規約」を始めとして、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約の地域的人権条約、条約以外の国際文書として国連が採択した「弁護士の役割に関する基本原則」、「被拘禁者処遇最低基準規則」、「被拘禁者保護原則」及び「ヨーロッパ刑務所規則」など、これらの文書は、被拘禁者の弁護人選任権の保障が国際人権法上の一般的な原則であることを定めている<sup>39)</sup>。従って、被疑者弁護制度の導入は、中国の長い専制の歴史から見れば画期的な出来事であったが<sup>40)</sup>、被疑者・被告人の弁護人選任権を保障していない中国憲法 125 条及び被疑者の弁護人選任権を保障されていない改正刑訴法 11 条の規定は、国際人権法上の基準に抵触するこ

となる<sup>41)</sup>。もし、これらの規定が国際基準に違反するという結論が正しいとすれば、どのような対処が必要であろうか。

まず、「全人代」及び「全人代常務委員会」によって、法の修正・改廃の手續が行われない限り、国内法の効力は影響を受けない<sup>42)</sup>。しかし、国際法との矛盾がある場合は、国際義務の不履行という別個の問題を生じさせ、国際的責任の発生を免れることはできない。この国際責任の追及の手段として、有効なのは、「自由権規約」40条に基づく政府報告書の審議及び選択議定書に基づく国家からの通報或いは個人からの通報を規約人権委員会に提出するという方法がある<sup>43)</sup>。中国には未だ「自由権規約」及び「選択議定書」を批准していないので、これらの方法は採りようがない。しかし、中国政府は「弁護士の役割に関する基本原則」などの幾つかの国際人権に関する文書を署名・批准しており、これら国際人権法を施行する義務があると言えよう。現実的にも、中国「全人代」及び「全人代常務委員会」の国際人権保障に関する姿勢は積極的であり、香港返還後、「全人代常務委員会」が毎年、香港特別行政区の「自由権規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の政府報告書を規約人権委員会に提出しており、「自由権規約」の審議・批准は近い将来に期待することができよう。即ち、中国の「全人代常務委員会」が「自由権規約」を批准すれば、「自由権規約」40条に基づく政府報告書の審議を通じて、規約人権委員会の場で中国刑訴法に関する被疑者弁護の問題点の提起が期待されることになり<sup>44)</sup>、その時、中国政府はどのように対応するのか今後見守っていく必要がある。

<注>

- 1) 中国では、1956年に弁護士制度の導入が検討されたが、翌年の「反右派闘争」によって、挫折した。そのため弁護士制度の確立は、「文化大革命」後の1980年のことであった。
- 2) これは弁護士の社会的地位が確立するまで、国による保護のもとに活動する政策的配慮及び弁護士の活動を制約することができるような狙いがあったと考えられる。
- 3) にもかかわらず1991年8月31日福建省が地方法規により被疑者に対する弁護活動を公認したのをはじめとして、各地で相次いで地方法規による捜査弁護の制度化が図られ、あわせて地方法規の制定されなかった地域でも、被疑者やその家族からの法律相談の体裁をとった起訴前弁護活動が可能となった。浅井正「中国の新弁護士法と今後の課題」(『法律時報』1997年69巻2号、日本評論社、53頁)を参照。
- 4) 弁護士の捜査段階での関与について、旧刑訴法時代には論争があった。捜査段階から認めるべきとする説、捜査終了時説、起訴審査段階説などがあったが、起訴審査段階から弁護士が関与できるという見解が多かったようである。木間正道・鈴木賢・高見沢磨『現代中国法入門』(有斐閣、1998年、170頁)を参照。
- 5) 「弁護士法」は、総則、弁護士執務条件、弁護士事務所、執務弁護士の業務及び権利義務、弁護士協会、法律扶助、法律責任、附則の8章53条から成る。「条例」により、弁護士は国家の法律工作者との身分を与えられた(1条)。「弁護士法」では、新たに弁護士とは「法に基づき弁護士執務証書を取得し、社会に対して法律サービスを提供する執務要員」と定義し、その身分を変化させた(2条)。その結果、国家と弁護士の関係を直接明定する法文は消滅し、更に法律援助制度も導入された。
- 6) 鄭永鶴「我が国の刑事訴訟における弁護制度及びその改善策について」西原春夫編『中国刑事法の形成と特色』[4](成文堂、1995年、58頁)を参照。
- 7) 季衛東「人権保障と弁護士の役割」土屋英雄編著『現代中国の人権 研究と資料』(信山社、1996年、316頁)を参照。

- 8) 「被告人」の概念について、旧刑訴法では、捜査段階の「被疑者」と公判段階の「被告人」との区別がなく、逮捕された者は直ちに「被告人」と見なされていた。改正刑訴法では、日本法のように、起訴前の捜査段階では「被疑者」、起訴後の公判段階では「被告人」という明確な区別がなされることとなった。
- 9) しかし、全人代常務委員会が1983年9月に「社会治安に重大な危害を及ぼす犯罪者を迅速に裁判する手続についての決定」がなされた。決定の第1条では、迅速な裁判手続を適用されるべき被告人の場合には、起訴状謄本の送達期間は刑訴法110条2項の規定の制限を受けないと規定した。即ち、迅速な裁判を行うために、起訴状謄本の送達は法廷が開かれる前に何時でも行うことができるようになった。
- 10) 中国の改正刑訴法は、表1のように起訴前の被疑者身柄拘束期間は、合算して最長で約1年2ヶ月余の身柄を拘束されるとされているため、被疑者の弁護制度の確立は極めて重要な課題であることは言うまでもない。
- 11) 中国では、逮捕・勾留・起訴審査の各捜査段階では、人民法院が関与することができない。逮捕は公安機関が独断で行使できる。勾留は公安機関が独断で行使することができないが、「被疑者又被告人の勾留は、人民検察院の承認又は人民法院の決定を経た上で、公安機関が執行しなければならない」とされている(旧刑訴39条、改正刑訴59条)。「不服の申立て及び告訴」手続は、人民法院で行うことができなく、あくまで一級上の捜査機関に対し、「不服の申立て及び告訴」の手続を行うことである(改正刑訴法75条、「公安規定」135条)。中国では、日本法のような「準抗告」手続がない。即ち、令状主義が取られていない中国刑訴法では、捜査機関は司法的抑制を受けないことが特徴となっている。
- 12) なお、改正刑訴法では、被疑者の権利告知に関する規定がない。これに対して、「公安規定」は改正刑訴法より進んで、96条に規定している被疑者の権利を被疑者に告知しなければならないと規定している(「公安規定」36条)。
- 13) 中国改正刑訴法では、弁護人の資格は次の如くである。 弁護士、人民団体又は被疑者若しくは被告人の所属する組織体が推薦する者、被疑者、被告人の監護人、親族及び友人である。但し、現に刑罰を受けている者又は人身の自由を剥奪され若しくは制限されている者は弁護人になれない(改正刑訴法32条1項、2項)。
- 14) 弁護人の地位について、李寶岳『律師介入刑事訴訟之我見』樊崇義主編『刑事訴訟法專論』(中国方正出版社、1998年、134頁)を参照。
- 15) 中国改正刑訴法96条から見ると、「接見」は次のような内容である。 被疑者は弁護士しか依頼できないので、依頼された弁護士しか被疑者に「接見」できない、 弁護士と被疑者との間に通信できるかどうかについての規定がないため、この段階では弁護士と被疑者との間に通信する権利を持たない、「接見」するとき、捜査機関の「立会」を認める、 国家秘密に関わる事件については、捜査機関の許可を受けなければならない、 弁護士は事件に関する事情を聞くことができるが、証拠収集などの弁護活動ができない。田口守一・張凌「中国刑事訴訟法の改正」(『ジュリスト』1109号、1997年、53頁)を参照。
- 16) 王寧江「律師提前介入遭遇困難」(『民主与法治』、中国法学会、1997年10月、18頁)を参照。
- 17) 中国では、被疑者の身柄を「看守所」という留置場に拘束する。「看守所」は警察機関の管轄に置かれたため、弁護士は直接に「看守所」で被疑者と「接見」することができない。現状では、弁護士の「接見」申請に対して、48時間以内に「接見」させることは困難である。実務上、捜査機関は「接見」する際に捜査要員が立会し、また接見回数、接見時間なども厳しく制限されている。更に、捜査機関による録音テープ・録画などの監視活動は日常的に行われ、特に弁護士と被疑者との「相談」内容も制限されるので、弁護士による被疑者との「接見」は、国際人権法に規定している「十分な機会、時間及び便宜な条件」を必ずしも与えていないと言わざるを得ない。
- 18) 国際人権法は、被疑者の接見交通権を認めている。この点に関して、日本刑訴法では、被疑者が逮捕・勾留された場合は、立会人なしに弁護人と会って相談する権利をもつ(日本刑訴法39条1項)。被疑者は、弁護人のほか被疑者の親族等一般人とも接見交通ができる。一般に、接見交通権は、弁護人の固有権と理解され、同時に、39条1項は接見交通権を被疑者の権利であると解すべきである(松尾浩也監修、松本時夫・土本武司編『条解刑事訴訟法』[新版]、1996年、弘文堂59頁)。判例も、接見交通権は「身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人からいえばその固有権の最も重要なものの一つである」(最判昭和53年7月10日民集32巻5号820頁)と解されている。ところが「捜査のため必要があるときは、公訴提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる」(日本刑訴法39条3項)という規定に基づく捜査実務上の慣行である接見指定制度によって、弁護人・

- 被疑者の権限を制限された。学説では、接見交通権の捜査権に対する優位性を認めて 39 条 3 項を違憲とする見解が一般的であるが、判例は、捜査権も憲法的前提とする「国家の権能」であるから接見交通権が捜査権に絶対的に優先するものではない。ただ、「国家の権能」が優先するわけでもない（最大判平成 11・3・24 民集 53 卷 3 号 514 頁）。「捜査のため必要があるとき」の解釈に関し、文理上は二通りの解釈が可能である。「現に被疑者を取調中であるとか、実況見分、検証等に立ち会わせる必要がある等捜査の中断による支障が顕著な場合」（最大判平成 53・7・10）、つまり物理的に弁護人と接見が不可能な場合とする解釈。罪証隠滅のおそれを含めた捜査全般の必要性をいうものとする解釈もあるが（鮎越益弘「法律学演習室・刑事訴訟法」（『法学セミナー』1984 年 10 月、107 頁）、国際人権法上の基準である「安全と秩序」に一致しないとの指摘がある（被拘禁者保護原則 18 条を参照）。
- 19) 居住監視は原則として身柄を拘束されない強制措置であり、「居住監視をされている被疑者又は被告人は、その依頼した弁護人に接見する場合は、承認を得る必要がない」（『実施規定』24 条）。しかし、居住監視は原則的に捜査機関が管理している場所で行うため、実務上、被疑者は弁護士を依頼して、弁護士との「相談」は、捜査機関の許可も必要となっている。
  - 20) 実務でも、「立保証」の規定は身柄拘束を前提としないため、拘禁されていない被疑者・被告人に対して適用するのが多いようである。劉瀚「刑事訴訟における当事者主義——中国刑事訴訟改正の一つの評価」（早稲田大学比較法研究所編『比較法学』31 巻 1 号、1997 年、110 頁）。
  - 21) 「立保証」の研究について、劉作俊「取保候审若干問題研究」（中国檢察理論研究所・中国檢察官協會編『中国刑事法雜誌』1999 年第 1 期、北京報刊發行局、95 頁）を参照。
  - 22) 中国では、私訴の権利が広く認められたため、公訴事件と違って、私訴事件の場合には、被告人はいつでも弁護人を選任することができる（改正刑訴法 33 条 1 項後段）。なお、私訴事件について、「人民法院は私訴事件を受理した日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被告人に告知しなければならない（改正刑訴法 33 条 2 項後段）」となっている。
  - 23) 証拠の収集保全について、日本法では、被疑者側が、自己に有利な証拠を求めて、関係人から事情を聴取したり、目撃者を捜索したり、証拠物を入手したりすることはできる。しかし、捜査機関とは違って、強制処分への権限はないので、「あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情がある」ことを要件として、被疑者・被告人または弁護人から、裁判官に対し押収、捜索、検証、証人尋問、または鑑定を請求できるものとした。なお、第一回公判期日前に限られる。強制処分の結果、作成された書類および取得された証拠物については、弁護人は裁判所において閲覧謄写することができる（弁護人がないときも、被疑者・被告人が、裁判官の許可を得て、これを閲覧できる。但し、証拠物の謄写については、弁護人も許可が必要である）。
  - 24) 「福建省弁護士の職務執行に関する若干規定」（中国語「福建省關於律師執行職務的若干規定」）は、福建省人民代表大會常務委員會で制定された。全文 26 条からなり、1991 年 10 月 1 日から施行され、その第 11 条は中国における最初の起訴前弁護に関する条項である。当該条文は、中国刑事訴訟制度の変革、被疑者権利保障の強化の重要な標識として位置づけられている。その後、1992 年に四川省も同様な法規を制定した。
  - 25) 季・前掲注（7）321 頁を参照。
  - 26) 法改正以前の典型的な弁護士受難事件として、いわゆる「台安県三弁護士事件」がある。この事件は、強姦事件の弁護を担当した二人の弁護士および「法律顧問処」主任弁護士の合計三人が「犯人庇護罪」で告発され、逮捕された事件である。事件の内容について、孫椀鐘編『中華人民共和國法律大辞典』（中国政法大学出版社、1993 年、592 頁～594 頁）を参照。なお、「台安県三弁護士事件」の内容を紹介した日本語文献として、季・前掲注（7）320 頁を参照。
  - 27) 「偽証罪」について、陳秋蘭「一個不得不說的話題——律師偽証罪」（『中国律師』、2000 年 3 月、46 頁）を参照。
  - 28) 李明「讓維權者走出尷尬」（『中国律師』、2000 年 9 月、16 頁）を参照。
  - 29) 法改正後の弁護士受難事件として、文秋実「律師無罪——張耀喜妨害作証案弁護記実」（『中国律師』、2000 年 9 月 28 頁～29 頁）、文独白「等待陽光——從涂建國案看中国律師維權」（『中国律師』、2000 年 10 月 28 頁～30 頁）を参照。なお、法改正前の弁護士受難事件として、夏露「誰來保護中国律師——對幾起侵害律師事件的調查与思考」（『中国律師』1995 年 12 号、3 頁以下）を参照。
  - 30) 「自由権規約」14 条 3 項(b)と比較すると、起訴審査段階の被疑者弁護人選任権の導入及び捜査段階の弁護士関与制度の導入によって（改正刑訴法 33 条、96 条）、中国の改正刑訴法は被疑者の権限を十分に保障しているというような見解もある。楊宇冠「联合国《公民權利和政治權利國際公約》与中国法律比較」（『中国律師』、2000 年 6 月、48 頁）を参照。

- 31) 例えば、樊崇義教授はこのような見解を持っている。樊崇義 鎖正杰「我国加入联合国《公民權利和政治權利國際公約》的刑事訴訟立法条件已經成熟」(中国政法大学学报『政法論壇』、1998 年第 3 期 62 頁)を参照。
- 32) 宮崎繁樹『國際人權規約』(日本評論社、1996 年、182 頁)を参照。
- 33) 北村泰三『國際人權と刑事拘禁』(日本評論社、1996 年、120 頁)を参照。
- 34) 国連の被拘禁者処遇最低基準規則は、主として、受刑者の処遇についての最低限度の指針として、採択されたものである。最低基準規則は、法的拘束力のある文書ではない。本規則自身が、「世界における法律的、社会的、経済的及び地理的な条件は非常に多様であるから、この規則の規定のすべてが、あらゆる場所においてあらゆる時に、適用できるものでないことは明らかである」(2 条)と言っている。しかしながら、本規則が採択されて以来、既に約 40 数年が経過しており、その実質的な意義は、ますます重要になっている。規約人権委員会における政府報告書の審議の際にも、しばしば本原則の適用状況に関する質問がなされているように、部分的には、その後の人権条約の採択によってより厳密な意義を与えられるようになっている。
- 35) 山下潔『人權擁護 30 年 人間の尊厳と司法』(日本評論社、1997 年、214 頁)を参照。
- 36) 非条約的文書のなかでも特に被拘禁者保護原則は、接見交通権のみならず被拘禁者の人権を多面的に保護する原則を掲げたものとして重要な意義を有する。少なくとも国際連合加盟国の共通の法的信念を確認するための手段を提供するものである。北村・前掲注(31)136 頁を参照。
- 37) ヨーロッパ刑務所規則は、国連最低基準規則に基本的には準拠したものであるが、重要な違いもある。それらは、本規則の場合には、(a)「拘禁後直ちに」弁護人選任権があること、(b)未決拘禁者が筆記具だけでなく、すべての必要な便益が保障されていること、(c)無料の通訳の援助が規定されていること、などである。ヨーロッパ諸国間では、国連最低基準規則よりもこれらの点で被拘禁者の弁護人依頼権の保障拡充が図られている。北村・前掲注(31)139 頁を参照。
- 38) この弁護人により援助を受ける権利は、選任にとどまらず、十分な援助を受ける権利の保障が必要である。この援助の肝心な中味である接見交通権の保障、弁護人選任権の告知などが実質的に保障されなければならないのである。山下・前掲・注(33)215 頁を参照。
- 39) 日本の弁護人依頼権は、憲法で保障されている(日本憲法 37 条 3 項)。現実には、貧困であるために弁護士を雇えない者もある。このような者のために、国費で弁護人を依頼するのが国費弁護人制度である。しかし、捜査段階における国選弁護人制度はまた実現していない。最近では、立法論ないし憲法の解釈論として、被疑者のための国選弁護制度の実施を求める主張が有力になっている。鯉越益弘「弁護人依頼権は厚く保障されるはずだが」(『法学セミナー』439 号、1991 年 7 月、33 頁)を参照。
- 40) 刑事手続における過去の歴史的経験を辿って見ると、最も重要なことは弁護権がだんだん拡充・進化してきたと言える。日本では、最初にできた近代的刑事法典である明治 13 年(1880 年)の治罪法には、「被告人八弁論ノ為メ弁護人ヲ用フルコトヲ得」(治罪法 266 条 1 項)と規定されている。これによって被告人が弁護人依頼権はあるが、それは弁論のためだけだという限定的なものであり、したがって、この規定は法廷で裁判が始まった場合だけ弁護人を頼むことができるというような趣旨であった。大正 11 年の旧刑訴法(1922 年)は、治罪法より進んで、「被告人八公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ弁護人ヲ選任スルコトヲ得」(39 条 1 項)と規定しているが、弁護権を認めるとはいえ、起訴の提起時点になってはじめて、弁護人の依頼権が認めることとなった。日本の現行法では、逮捕・勾留の弁護人選任権の告知は最も重要な手続上のことである。日本憲法 34 条が、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない」と規定し、日本刑法は、この憲法の規定を受けて、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる」(刑法 30 条 1 項)と定めて、身柄拘束の有無を問わず、常に旧刑訴法になかった「被疑者」が入っているため、捜査段階でも弁護人依頼権が認めることとなった。即ち、被疑者の弁護人選任権は刑事手続が適正であるためには不可欠の制度である。しかも、このことは、各国の刑事訴訟の歴史が経験してきたところであり、日本も中国も例外ではない。
- 41) 客観的解釈の基準としては、規約の文言上、明白な意義をもつ場合には、その規定は締約国をそのまま拘束すると考えられる。また、自由権規約 14 条 3 項の意義内容の解釈に対立がある場合に、単に条文の字義解釈ではなく、規約の制定過程と議論の検討も必要である。第一は、規約の審議段階の論議。第二は、同委員会が規約条項の解釈の一般的な指針として採択する「一般的意見」(general comment)の検討。第三は、規約 40 条に従って、規約締約国が提出した報告書の審議及び各委員が述べるコメント。第四は、自由権規約選択議定書に基づく個人からの通報を受理し、検討した結果表明された委員会の「意

## 中国改正刑訴法における被疑者の弁護制度（李）

見」(views)である。北村・前掲注(31)121頁を参照。

42) 中国憲法では、国際条約の国内適用についての規定が置かれていない。しかし、国際条約を加入すれば、国際責任の履行義務を生じることになる。陳光中・張建偉「聯合國《公民權利和政治權利國際公約》与我国刑事訴訟」(『中国法学』第6期、1998年、102頁)を参照。

43) 「自由権規約」委員会は、自由権規約違反について強制的審議権を持つものではなく、国家からの通報も、個人からの通報も、被通報国による委員会の審議権受諾を前提にしていることとなっている。宮崎・前掲注(32)8頁を参照。

44) 弁護人選任権に関する規約の解釈では、規約人権委員会における報告書の審査に際して、諸国の歴史的、文化的、社会的な背景の違いに慎重な配慮を尽くして行われるべきであり、人権に関する特定の国家や地域の基準を絶対視し、それを用いて他国の状況を非難・中傷する発想は戒しむべきであって、各国の特殊事情を考慮に入れた柔軟な対応がなされてこそ、審査の普遍性が保証されるという指摘がある。北村前掲注(31)128頁を参照。一方、規約人権委員会による政府報告書の審議は、「対象国に対する内政干渉」ではなく、むしろ政府報告書の提出は加入国の義務である。陳光中・Daniel Prefontaine, Q. C. 主編『聯合國刑事司法準則与中国刑事法制』(1998年、法律出版社、5頁)を参照。

主指導教員（鯉越溢弘教授）、副指導教員（國谷知史教授・山下威士教授）